

売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金第4弾）

福島県まん延防止等重点措置等（以下、本措置）に伴う飲食店の時短営業や新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化による影響を受け、売上の減少した中小法人・個人事業者等へ「一時金」を交付します。

【1 対象事業者】

本措置に基づく要請に伴い、

- ①飲食店の時短営業により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等
- ②新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化による影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等

【2 主な交付要件】

- (1) 県内に本社又は本店のある中小法人・個人事業者等
- (2) 令和3年12月31日以前に営業を開始していること。
- (3) 本措置に基づく要請に伴い、
 - ①飲食店と直接・間接の取引があること
(農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)
 - ②新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化による直接的な影響を受けたこと
(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、運転代行業者、理美容室等の需要の減少の影響を受けた者を想定)
により、令和4年1月又は2月の売上高が過去3年のうち、いずれかの同月の売上高と比較して30%以上減少したこと。
- (4) 本措置による営業時間の短縮要請（飲食店等）の対象事業者でないこと。

【3 交付額】

一律20万円（法人・個人事業主の区分はありません）

【4 申請方法等】

- (1) 提出書類 : ○申請書 ○事業活動がわかる書面 ○令和4年1月又は2月の営業状況が分かる資料
○令和元年から令和3年の営業状況が分かる資料（確定申告書の写しなど） ○振込先の通帳の写し 等
- (2) 申請書の入手方法 : ○県庁ホームページ ○各地方振興局窓口 ○各市町村役場窓口
- (3) 申請方法 : 郵送またはWEB
- (4) 申請受付期間 : 後日公表予定

【5 問合せ先】※2月1日に開設予定

○福島県一時金コールセンター

(電話) 024-521-8572

(受付時間) 毎日9時30分から17時30分まで